

瑞穂町公式キャラクター使用取扱要綱

（令和3年3月31日）
（告示第77号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、瑞穂町公式キャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（権利の帰属）

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、瑞穂町に帰属する。

（使用対象）

第3条 キャラクターのデザインの使用ができるものは、個人、法人及びその他団体とする。ただし、瑞穂町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等は、使用することができない。

（キャラクターの使用）

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとするもの（営利を目的とするものを除く。）は、別図公式キャラクターの基本デザイン及びそのポーズデザイン（以下「キャラクターデザイン」という。）に限り自由に使用することができるものとする。

（使用の制限）

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターデザインを使用することができないものとする。

- （1）町又はキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- （2）法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （3）政治、思想若しくは宗教の活動を目的とするとき。又はそのおそれがあると認められるとき。
- （4）自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(使用申請)

第6条 営利を目的としたキャラクターデザインの使用又はキャラクターデザイン以外のデザインの使用は、あらかじめ瑞穂町公式キャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けるものとする。

(使用承認)

第7条 町長は、前条に規定する使用の申請があった場合は、その適否を審査し、相当と認めるときは、瑞穂町公式キャラクター使用承認通知書(様式第2号)によりキャラクターデザインの使用の承認を申請者に通知し、不相当と認めるときは瑞穂町公式キャラクター使用不承認通知書(様式第3号)によりキャラクターデザインの使用の不承認を申請者に通知するものとする。

2 キャラクターデザイン以外のデザインでキャラクターを使用しようとする場合で、使用が承認されたときは、町長は当該デザインを展開デザインに追加することができる。

(変更の申出)

第8条 前条第1項の規定によりキャラクターの使用承認を受けたもの(以下「使用承認者」という。)が、申請書の内容を変更するときは、あらかじめ瑞穂町公式キャラクター使用申込内容変更申出書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けるものとする。

2 町長は、前項に規定する申出があった場合は、その適否を審査し、相当と認めるときは瑞穂町公式キャラクター使用申込内容変更承認書(様式第5号)により当該使用承認者に通知し、不相当と認めるときは瑞穂町公式キャラクター使用申込内容不承認通知書(様式第6号)により当該使用承認者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 キャラクターデザインの使用料は、無料とする。

(使用承認の取消し等)

第10条 町長は、キャラクターデザイン使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は必要な指示等を行うことができる。

(1) 第4条によるキャラクターデザインの使用が、第5条に規

定する条件に反しているとき。虚偽の申込みその他不正な手段により使用承認を得たことが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に使用承認の取消し等の必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、瑞穂町公式キャラクター使用承認取消通知書（様式第7号）により当該使用承認者に通知するものとする。

3 町長は、使用の差止め等の指示を、瑞穂町公式キャラクター使用差止め等命令書（様式第8号）により当該使用承認者に通知するものとする。

4 使用承認者は、前項の規定による取消し又は使用の差止め等の指示を受けたときは、速やかに、頒布したものの回収その他必要な措置を講じなければならない。

5 町は、第1項の規定による取消しによって生じる使用承認者及び第三者の損失を補償しない。

（損失の補償）

第11条 使用承認者は、前条第1項各号に規定する場合において、町に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。